

「私的整理に関するガイドライン」
中間取り纏め

平成 13 年 6 月 29 日

私的整理に関するガイドライン研究会

私的整理に関するガイドライン研究会名簿

(敬称略、五十音順)

- 青山善充 (成蹊大学法学部教授)
- 内海暎郎 (全国銀行協会副会長・三菱信託銀行社長)
- 鏡味徳房 (第二地方銀行協会副会長・東日本銀行頭取)
- 神田秀樹 (東京大学法学部教授)
- 座長 高木新二郎 (獨協大学法学部教授)
- 田附良知 (全国信用組合中央協会会長・滋賀県信用組合理事長)
- 田中亀雄 (共栄総合会計事務所公認会計士)
- 多比羅誠 (たひら総合法律事務所弁護士)
- 長野幸彦 (全国信用金庫協会会長・朝日信用金庫会長)
- 平澤貞昭 (全国地方銀行協会会長・横浜銀行頭取)
- 福間年勝 (経済団体連合会金融制度委員会資本市場部会長・三井物産顧問)
- 柳川範之 (東京大学経済学部助教授)
- 山田能伸 (メリルリンチ証券会社東京支店調査部シニアアナリスト)
- 山本恵朗 (全国銀行協会会長・富士銀行頭取)

<オブザーバー>

- 岩橋義明 (預金保険機構特別業務部長)
- 北村俊昭 (経済産業省経済産業政策局審議官)
- 窪野鎮治 (財務省大臣官房参事官)
- 高木祥吉 (金融庁監督局長)
- 竹歳誠 (国土交通省総合政策局審議官)
- 田辺昌徳 (日本銀行信用機構室審議役)
- 中村芳夫 (経済団体連合会専務理事)

私的整理に関するガイドライン研究会・WG名簿

(敬称略、五十音順)

| | |
|---------------|-----------------------------|
| 青 山 善 充 | (成蹊大学法学部教授) |
| 内 梨 晋 介 | (富士銀行グローバル審査第二部審査役) |
| 片 岡 隆 司 | (全国信用組合中央協会業務部次長) |
| 神 田 秀 樹 | (東京大学法学部教授) |
| 渋谷 康 弘 | (横浜銀行融資部主任融資役) |
| 座 長 高 木 新 二 郎 | (獨協大学法学部教授) |
| 竹 内 正 | (東日本銀行管理部長) |
| 田 中 亀 雄 | (共栄総合会計事務所公認会計士) |
| 田 中 英 雄 | (三菱信託銀行審査部副部長) |
| 多 比 羅 誠 | (たひら総合法律事務所弁護士) |
| 波 江 野 弘 | (コマツ法務部シニアリーガルマネジャー) |
| 原 島 秀 樹 | (多摩中央信用金庫総合企画室長) |
| 柳 川 範 之 | (東京大学経済学部助教授) |
| 山 田 能 伸 | (メリルリンチ証券会社東京支店調査部シニアアナリスト) |

<オブザーバー>

| | |
|-----------|------------------------|
| 大 泉 琢 | (日本銀行信用機構室信用機構課長) |
| 川 本 正 一 郎 | (国土交通省総合政策局建設業課長) |
| 木 下 信 行 | (金融庁監督局銀行第二課長) |
| 木 村 耕 三 | (金融庁検査局検査指導官) |
| 谷 口 博 文 | (財務省大臣官房政策金融課長) |
| 長 谷 透 | (預金保険機構特別業務部上席総括調査役) |
| 濱 厚 | (経済団体連合会経済本部経済政策グループ長) |
| 松 井 哲 夫 | (経済産業省経済産業政策局産業資金課長) |

目次

| | | |
|----------------------------|-------|---|
| はじめに | | 1 |
| . 総論 | | 1 |
| 1. 不良債権の最終処理と私的整理の関係 | | 1 |
| 2. 企業整理に関する基本的枠組み | | 2 |
| . ガイドライン策定にあたっての各論点と基本的な骨格 | | 3 |
| 【ガイドライン策定に関する現状までの合意事項】 | | 3 |
| 1. 私的整理に関するガイドラインの位置づけ | | 4 |
| 2. 私的整理はどのような場合に選択されるか | | 4 |
| 3. 私的整理の対象となる企業とは | | 5 |
| 4. 経営者責任・株主責任 | | 6 |
| 5. 透明性の向上 | | 6 |
| 6. 再建計画の内容 | | 7 |
| 7. その他の検討課題 | | 8 |

はじめに

本研究会は、4月の「緊急経済対策」を受け、私的整理に関し関係者間の共通認識を醸成し、私的整理を行うに至った場合の関係者間の調整手続き等をガイドラインとして取り纏めることを最終目標として、今月7日発足した。

本研究会は、短期間であったにも拘らず、これまでに2回の本会合と3回の実務者レベルのWGによる会合を実施し、活発に議論を重ねてきた。

本年9月末までに「私的整理に関するガイドライン」を取り纏めるべく、精力的に検討を継続するが、本中間取り纏めは、これまでの議論で出された論点の中で、今後の検討の際に「基本的骨格」となると考えられる事項について整理したものである。

．総論

1．不良債権の最終処理と私的整理の関係

(1) 不良債権の最終処理は、「金融の再生」と「産業の再生」という二面性をもって捉えられるべきものであり、金融機関にとっては、これを速やかに解決することが経営上の極めて重要な課題であることは言うまでもないが、一方、「産業の再生」という側面から見ると、経営資源を生産性の低い分野から成長性の高い分野へ移動させることによって、経済の構造改革に資するものと捉えることができる。

(2) 金融機関は、これまで不良債権の処理に多くの努力を払ってきたが、その残高は依然として高水準に留まっているというのが現状である。これは、昨今の経済環境の中で新たな不良債権が発生し続けていることが主因ではあるが、これを上回る迅速な処理を行わなければ問題解決はない。

- (3) 政府の「緊急経済対策」では、「金融機関の不良債権問題と企業の過剰債務問題の一体的解決」を促進するため、多くの対策が盛り込まれているが、迅速な解決のためには、これらの対策がひとつひとつ着実に実施されることが極めて重要であると考えられる。こうした対策の一つとして、企業の私的整理に関し、基本的考え方を整理し、私的整理を行うに至った場合の具体的な関係者間の調整手続き、対象となる企業の選定基準、再建計画の要件等を予め定めておくことは有益である。
- (4) 本研究会は、かかる問題意識から「私的整理に関するガイドライン」の策定を検討して行くが、成果物は、今後の企業の私的整理に資するものであり、これらを通じて我が国経済の構造改革の一助とならなければならないと考える。

2. 企業整理に関する基本的枠組み

- (1) 過剰債務を主因として経営困難に陥り、自力再建が困難な企業の整理方法としては、事業を解体し全財産を換価する清算型の方法と、再建策を作成し利害関係人が協力することで既存の事業の再建を図る再建型の方法がある。
- (2) 再建が可能かどうかは、その企業の事業価値によって判断されることから、事業基盤が毀損していたり、抜本的な事業の再構築を実施しても収益性に乏しいような事業価値のない企業は清算に向かわざるを得ず、そうした企業については、「不良債権の最終処理は清算が基本」といえる。

・ ガイドライン策定にあたっての各論点と基本的な骨格

【ガイドライン策定に関する現状までの合意事項】

私的整理に関するガイドラインの位置づけ

- 真に再建に値する企業の私的整理に関する、金融界・産業界の経営者間の「一般的コンセンサス」 -

私的整理はどのような場合に選択されるか

- 法的整理が本来 -
- 私的整理は法的整理では事業価値が著しく毀損する場合等限定的 -
- 私的整理が成立しなかった場合には、法的整理を申し立てるなどの適切な対応をしなければならない -

私的整理の対象となる企業とは

- 過剰債務を主因として経営困難な状態に陥っており、自力再建が困難な企業が対象 -
- 事業価値を有し、再建可能性があること
例えば重要な事業部門で営業利益を計上している等、再建される価値がある企業 -

経営者責任・株主責任

- 債権放棄を受ける企業の経営者は退任が原則 -
- 債権放棄を受ける場合は減増資、支配株主の株式提供が原則 -

透明性の向上

- 専門的アドバイザーによる調査・評価が原則 -
- 結果に関するディスクロージャーが必要 -
- 関係者間の情報共有と守秘義務の遵守が必要 -

再建計画の内容

- 具体的数値基準を明確に定めることが必要

例えば、3年間を目処に実質債務超過を解消、3年間で経常黒字化等の基準を明確に設定 -

1. 私的整理に関するガイドラインの位置づけ

- (1) 従来私的整理は、関係者の合意が得にくく、拘束力がないという側面があった。
- (2) 「私的整理に関するガイドライン策定」にあたっては、関係者間の合意の円滑化に資するものとすべきであり、私的整理であるため、強制力・拘束力はないものの、関係者から尊重されるものとすべきであると考えられる。

2. 私的整理はどのような場合に選択されるか

- (1) 事業価値があり再建可能性があると判断された企業の再建手法としては、民事再生法・会社更生法といった裁判所が関与する法的整理と当事者間の話し合いによる私的整理が存在する。
- (2) 法的整理は債権者間における平等な弁済が確保され、手続きに従わせる強制力があり、また、裁判所の管轄下で行われることから手続きの透明性が確保され、モラルハザード回避の観点からも有効であるという点で、再建手法として、本来は法的整理で行うものであるとの認識で一致した。現に、私的整理が適用されるのは、法的整理では事業価値が著しく毀損し、事業再建に支障が生じるおそれがある場合などに限られている。
- (3) また、私的整理に関するガイドライン手続に入ったものの、私的整理が成立しなかった場合には、その時点で債務者は何らかの対応が求め

られることになり、具体的には、法的整理を申し立てるなどの適切な対応をしなければならないという認識で意見の一致を見た。

- (4) 私的整理を適用するに際し、地域経済への影響に配慮すべきであるとの意見や産業構造改革に資すべきなどの意見もあったが、債権者にとって私的整理を適用することに経済合理性があることが前提である。

3. 私的整理の対象となる企業とは

- (1) 私的整理は、過剰債務等により経営困難で、自力再建が困難な企業が対象となり、そして、その企業が事業価値、すなわち、技術・ブランド・商圏・人材といった事業基盤及びその事業に収益性・将来性を有し、再建の可能性があることが必要であるとの認識で一致した。

- (2) 事業価値を有することの具体的な基準の設定について、直前3期のいずれかの決算において営業利益が黒字であることを対象企業の条件とするとの提案もなされた。一方、企業全体の利益は出ていなくても収益性の高いコア事業がある企業は不採算事業を切り離すことで再建が可能である、事業の再構築で今後収益を確保できる体質の企業になればよい、また、業種によっても指標のバラツキがあることから入り口のところでの指標作成は難しい等の理由で、再建計画の内容で評価すべきとの意見が多く、「対象企業は、たとえば重要な事業部門で営業利益を計上しているなど、再建される価値がある企業とすべきである」との意見に集約された。

- (3) 一方、私的整理は手続きのスピードが必要であり、規模と債権総額がある程度大きくないと適さないことも私的整理の特徴である。中小企業は個人と会社の資産が密接不可分な場合が多い等、なじみにくいとの意見もあったが、形式的な基準で間口を閉ざすべきではないとの合

意がなされた。

4 . 経営者責任・株主責任

- (1) 私的整理による債権放棄に経済合理性があるとしても、安易な債権放棄要請を招かないようモラルハザード対策を講じるべきであり、債権者・債務者間のみならず、社会的にも納得できるような形で経営者責任・株主責任をとることが、正義に適うと考えられる。
- (2) 私的整理で債権放棄を受けるからには、はじめとして経営者（代表取締役）は必ず退任すべきであり、仮に今後の経営上必要な人材であれば、民事再生法による経営者の続投や退任後再任等の選択肢もあり、経営者の退任を必須として、その旨を明記すべきとの意見があった。しかしながら、破綻原因を作った経営者が既に退任していたり、その経営者が企業の経営にとって必要な経営者であるケースも想定されるのではないかという指摘もあり、退任を原則としつつ、今後の検討課題とした。
- (3) 私的整理において債権放棄を受ける場合は、株主も相応の責任をとるべきであり、原則として減増資を行うこととし、増資による株式の希薄化が必要であることに合意した。また、破綻原因を作った支配株主については、原則として株式を提供すべきであるとの見解が示された。

5 . 透明性の向上

- (1) 私的整理は強制力がなく、再建計画の内容が実体的正義に、プロセスが手続的正義に適っていることが成功のポイントとなる。私的整理による債権放棄についてはいたずらに批判を招くことのないよう、透明性を高め、納得されるものにすべきである。具体的には、「弁護士・

会計士等の専門的アドバイザーによる調査・評価」・「ディスクロージャー」・「情報の共有化」の視点から検討を行った。

- (2) 再建計画の財産評定や履行の確実性に対するチェックは、a) 中立的な第三者によるチェック、b) ルールに基づくチェック、c) その折衷案といった手法が考えられ、手続きの透明性確保のためには、中立的な第三者によるチェックが有効であるとの合意に至り、専門的アドバイザーの調査・評価を原則とすることとした。
- (3) 私的整理に関するガイドライン手続きに則って合意に達した場合、「結果」を公表することにより明らかに信用不安を惹起することが想定されるケースもありうることを考慮すべきであるが、「結果」に関するディスクロージャーが透明性確保のためには重要であることを確認した。
- (4) さらに、私的整理に関する手続き・プロセスにおいて、債務者と債権者間および主力銀行とそれ以外の債権者との信頼関係維持が大切であり、手続きに係る債権者に対し情報開示がなされ、共有化されるべきであるとの合意に至った。一方、当然ながら、関係する債権者は、知りえた情報について、守秘義務を厳守しなければならない。今後、共有化される情報の内容や、情報を共有化する債権者の範囲等について検討することとした。

6. 再建計画の内容

- (1) 再建計画は債権者の合意がなされるとともに、再建計画の履行が確実となるような内容としなければならない。
- (2) 再建計画の期間や実質債務超過解消期間の年限、経常利益黒字化の期限の設定については、実質債務超過解消期間として3年を目処とする、経

常利益の黒字化を3年とする等の議論もなされた。具体的な数値内容は、更に今後議論を深めていくものとするが、かかる基準を明確に定めておくことの意義については、おおむね合意が得られた。

- (3) 再建計画に必要な基本的資料、再建計画を立てる際のスタンス、再建計画において検討すべき項目、具体的には、経営が困難となった原因、その原因の除去策、スポンサーの支援やデットエクイティスワップなどの資本増強策、資産・負債・損益の今後の見通し等、どのような項目を再建計画に盛り込むべきかを検討する必要がある。

7. その他の検討課題

- (1) 債権放棄すべき金額については、再建計画の合理性や実現性の観点から十分に検討されるべきであり、今後、さらに議論を重ねる必要がある。
- (2) 法的整理のロスシェアリングの考え方は、プロラタが原則となる。私的整理は法的整理に準じるようにすべきであると考えれば、ロスシェアリングはプロラタとすべきであるとの意見がある。しかしながら、現状経営困難な企業を想定する場合、すでに過去に問題が存在していることから、ロスシェアリングは主力金融機関とのこれまでの取引関係や関与度合い、情報量の濃淡が反映されるべきであるという意見もあり、今後さらに議論を重ねる必要があるということとなった。
- (3) 再建計画策定中などに資金調達を必要とした場合、全く資金調達ができず、資金繰破綻を起こしてしまうことは、再建の努力が水泡に帰すことにもなり、民事再生法や会社更生法におけるDIPファイナンスの議論を踏まえるならば、私的整理においても、上記の点が考慮される必要があると考えられる。
- (4) 私的整理による債権放棄に関して、ガイドラインの税務上の取扱いの明

確化、優遇措置の拡充がなされることを求める意見が多く、今後の検討課題とした。

- (5) 私的整理において、合意の円滑化や透明性の確保という点から、中立的な立場にある裁判所の特定調停法による手続きを併用することが提案され、今後の議論の中で運用方法も含め検討することとする。

以上